質問第二七三号 平成二十三年六月二十四日提出

に関する再質問主意書

いわゆる布川事件で容疑者とされ服役させられた人物の無罪が確定した件に対する政府の見解

出 者 浅 野 貴

提

博

41 わゆる布川事件で容疑者とされ服役させられた人物の無罪が確定した件に対する政府の見解

に関する再質問主意書

期懲役の判決を下され、 んが犯人と証明する証拠は存在しないとして無罪判決を言い渡した。 くされたものの、二〇一〇年七月から再審公判が始まり、 司さんと杉山卓男さんを同事件の容疑者として再逮捕した。一九七〇年、水戸地方裁判所土浦支部により無 政府は 侵害される事態が生じた原因は何か、また当時の警察、 のような問題点があったのか等、 も犯していなかった二人が犯人とされ、 九六七年八月、 前回質問 二人の無罪が確定した。 「御指摘の 主意書で、 茨城県利 『布川事件』については、 今回、 また七八年には最高裁判所により上告が棄却され、二人は刑に服することを余儀な 根町布川の男性が殺害された件につき、 右と「前回答弁書」 櫻井さん、 布川事件に関する政府の総括について問うたところ、 四十年以上もの長きに渡り、 杉山さんの無罪が確定したことに対する政府 最高裁判所で無期懲役の判決が確定したものの、 (内閣衆質一七七第二三三号)を踏まえ、 本年五月二十四日、 検察の対応、 六月七日、 茨城県警は別件で逮捕していた櫻井昌 特に取調べの方法等には具体的にど 自由を奪われ、 同支部は、 水戸地方検察庁は上告を断 基本的人権を著しく の見解、 櫻井さん、 「前回答弁書」で 再質問、 再審の判決 更に 杉山さ する。 何 の罪

て、 体的事件の捜査手続及び刑事裁判手続における捜査機関の活動内容及び裁判所の判断に関わる事柄である 信 において、 にどの機関を指しているの 弁をしている。 用性がなく、 強盗殺人につき無罪が言い渡されたものと承知している」と答弁しているが、 お答えを差し控える。」と、政府として布川事件の総括について答弁することは差し控える旨の答 櫻井氏及び杉山氏が犯人であることを推認させる間接証拠は存在せず、 任意性にも疑問があるため、 右答弁にある か明らかにされたい 「具体的事件の捜査手続及び刑事裁判手続における捜査機関」 両氏が犯人であると証明するに足りる証 また、 一方で 拠は 両氏の自白には 存 「お尋ね とは、 在 し な 具体的 いとし は、 具

内容について、 査機関」 できるが、 三権分立 には、 裁判所がその判断を下す根拠を提供した の原則から言って、 政府として一切の答弁を差し控える必要はないのではないのか。 まぎれもなく行政機関、 裁判所の判断について政府、 つまり政府、 「具体的事件の捜査手続及び刑事裁判手続にお 内閣の一部に属するものも含まれている。 内閣として答えることを差し控えるの その活動 は理解 ける捜

 \equiv の長きに渡り自由を奪い、 布川事件は、 現菅直人内閣の時に発生した事件ではないが、 日本国憲法の柱である基本的人権を著しく侵害してきたことに対し、 行政機関が誤った判断をし、 四十年以上も やはり現

内閣、 め さんが犯人とされ、 りに不誠実であると考える。 「前回答弁書」の答弁をすることは、 両氏が犯人であると証明するに足りる証拠は存在しない」とあるにも関わらず、 政府は責任を負うべきであり、 の警察、 検察にはどのような問題があったのか、 四十年以上もの長きに渡り自由を奪われる事態はなぜ生じてしまったのか、 「前回答弁書」に 杉山さん、 一で指摘した前回質問主意書における当方の質問に対し、 「両氏の自白には信用性がなく、 櫻井さんに対しては勿論、 政府としてどのような総括をしているのか、 我が国国民全体に対し、 任意性にも疑問があるた 当初杉山さんと櫻井 一にある 右に関 あま 改

では 罪をする考えはあるか、更に櫻井さん、 でい 弁がなされ、 もちろん、 前 る者は 回質問 「お尋ねの櫻井氏及び杉山氏の取調べを担当した警察官及び検察官は、 既に退職した者に対しても、 いるか、 主意書で、 更にそれぞれ 警察庁、 当時、 「警察庁としては、 また検察庁として、 櫻井さん、 二人に謝罪させる考えはあるかと問うたところ、 杉山さんの取調べを担当した警察官、 杉山さんを取り調べた当時の警察官、 当 時、 櫻井さん、 所要の捜査が尽くされたものと認識してい 杉山さんに対し、 既に退職している。 検察官に対し、 今回の無罪 検察官のうち、 確定を受け、 「前回答弁書」 現在 現役の者は くるが、 との答 も現職 再 謝

四

めて質問する。

る。 活 罪するよう求めることは考えていないものと承知している。」との答弁もなされている。警察庁、そして えていない」、 庁としては、 審 検察庁として、 動 の無罪判決を厳粛に受け止めている。」、 」との答弁がなされている。 は適法に行われたものと認識しつつ、 お尋ねの櫻井氏及び杉山氏の取調べを担当した警察官に対し、 既に退職はしているものの、 「検察当局においては、 警察庁、 お尋ねの櫻井氏及び杉山氏の取調べを担当した検察官に対し、 検察庁ともに、それぞれ厳粛に受け止めている一方で、 再審 杉山さんと櫻井さんの二人の基本的人権を奪う原因をつくっ 「検察当局においては、 の無罪判決を厳粛に受け止めているものと承 御指摘の 謝罪するよう求めることは考 『布川事件』 の捜査 知してい ・公判 「警察 謝

た者に対し、 信一さんと志布志市の運動員ら十五人が公職選挙法違反容疑で逮捕され、 「前回答弁書」では、 後に全員の無罪が確定した件、そして一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女児が殺害され 謝罪を求める考えがないのはなぜか。 二年あまり服役した後に無罪が確定した件や、二〇〇三年の鹿児島県議選において中 今回の布川事件に限らず、 富山県氷見市の柳原浩さんが強姦などの容疑で富山県 強圧的な捜査等により自白を

五

警に誤認逮捕され、 Ш たいわゆる足利事件で容疑者とされ、 強要され、 無期懲役が確定し、 服役中だった菅家利和さんが、 女児の下着に付

四日、 井さんの二人に謝罪をすべきであると考えるが、検察庁、警察庁の見解をそれぞれ問う。 庁として、四で触れたように、今回の無罪判決を厳粛に受け止めているのなら、組織として杉山さんと櫻 発点が、警察庁、検察庁による謝罪であると考える。今回の布川事件についても、そもそも警察庁、 ことに対する、政府の再発防止策について縷々触れられているが、 着していた体液のDNA型が菅家さんのものとは一致しないとの鑑定結果が出たことを受け、 千葉刑務所から釈放され、 後に無罪が確定した件等、近年冤罪事件と言われる事件が多発している 再発防止を図る上で避けて通れない出 一昨年六月 検察

右質問する。